

下請代金等の未払いを行った者の認定基準及び規制手続方法に関する規程

平成 21 年 10 月 29 日 21 監 第 179 号

平成 21 年 10 月 29 日 21 建企第 468 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、「下請代金等の未払いを行った者の入札参加規制に関する取り扱い」に基づき、同 5 の「下請代金等の未払いを行った者の認定基準及び規制手続方法」について定めるものである。

(下請代金等)

第 2 条 前条にいう下請代金等とは、建設業法第 2 条第 3 項にいう建設業者（長崎県の建設工事入札参加資格者に限る。以下「認定対象者」という。）から請負った建設工事等において、認定対象者から法定の期限又は契約書等に定める期限（以下「支払期日」という。）までに支払われるべき下請代金及び資材等の代金をいう。

(下請代金等の支払いがなされなかった者の行う事実認定申立)

第 3 条 支払期日が到達したにもかかわらず、認定対象者より下請代金等の支払いがなされなかった者は、様式 1 により、県関係機関又は土木部監理課を通じ、土木部長に対し、当該事実についての認定を申し立てることができる。（以下、当該事実を申し立てた者を「申立者」という。）

(土木部が行う事実認定)

第 4 条 認定対象者に対する認定の方法は、以下の方法により行い、事実認定後速やかに入札参加規制を行うものとする。

- 1) 県関係機関が申立者から申し立てを受けた場合は、様式 2 及び第 3 条に基づく申立書を含む関連書類を添えて監理課へ進達すること。
- 2) 監理課は、前号による進達があった場合及び申立者より直接相談があった時は、速やかに様式 3 により認定対象者へ下請代金等の未払いに係る事実確認を行うとともに、様式 4 により回答を求めるとともに、その結果を建設業法等違反審議会に付し、下請代金等の未払いにかかる事実認定を行う。
なお、認定対象者から様式 3 に記載する期限までに回答が無い場合は、事実を認めたとみなすものとする。
- 3) 建設企画課は、監理課より事実認定の報告を受けた日から、遅滞なく様式 5 により認定対象者に対して、長崎県が発注する競争入札に付する全ての建設工事において入札参加規制を行う旨の通知を行なう。
- 4) 認定対象者が、組織的継続的かつ広域的に未払いを行っている場合には、公正取引委員会及び関係行政機関へ適切な措置を求めるとする。

(裁判上の手続きに基づく事実認定)

第 5 条 下請代金等の支払いに関して裁判所による支払い命令の判決を受けた事実を本県が知り得た場合は、様式 6 により長崎県が発注する競争入札に付する全ての建設工事において入札参加規制を行う。なお、裁判所より本県の公共工事債権の仮差押え命令を受けた場合については、前条に準じて認定を行い、入札参加規制を行うものとする。

(建設業法第41条に基づく下請代金等の未払いに関する勧告を受けた場合)

第6条 本取扱いによるものの他、長崎県から下請代金等の未払いに関して建設業法第41条に基づく勧告を受けた者に対しては、様式6により長崎県が発注する競争入札に付する全ての建設工事において入札参加規制をおこなう旨の通知を行なう

(共同企業体に対する措置)

第7条 共同企業体が下請代金等の未払いを行っている場合は、共同企業体を構成する全ての出資者が下請代金等の未払いを受けた者に対し責務を負う。ただし、未払いの事実認定については、代表構成員として出資する会社のみを認定するものとし、第4条の手続きにより入札参加規制の対象とする。なお、その他の構成員は、入札参加規制の対象としない。

(入札参加規制の解除方法)

第8条 入札参加規制を受けた者が下請代金等の未払いを解消した時は、次の方法により入札参加規制を解除することができる。

- 1) 入札参加規制を受けた者は、土木部長に対して、様式7により下請代金等の未払いを解消した事実の申し出を行うこと。
- 2) 監理課は、申し出後速やかに下請代金等の未払いが解消した事実の確認を行い、必要がある時は、未払いを受けた者に対して事実を確認する。
- 3) 監理課において未払いの解消を確認したときは、建設企画課に報告を行う。
- 4) 建設企画課は、様式8により解除の通知を行うとともに、その通知の翌日より入札参加規制の解除を行うこととし、各発注機関へ入札参加規制の解除を周知する。

(入札参加規制業者の公表)

第9条 本取扱いに基づく下請代金等の未払いの事実認定及び入札参加規制に関する情報は、公開しないものとする。

附 則

この基準は、平成21年11月1日から適用する。

様式 1 (第 3 条関係)

下請代金等の未払いに係る事実の申立書

長崎県土木部長 様

下記工事に係る下請代金等について、当社が認定対象者から未払いを受けている事実に相違ありません。

平成 年 月 日

申 立 者
 会 社 名
 所 在 地
 代 表 者

印

工 事 名			公共民間の別	
工 事 場 所				
発 注 者 名			同連絡先	
元 請 負 人			同連絡先	
認 定 対 象 者 (未 払 者)	A		元請負人との関係	
	建設業許可番号		同連絡先	
	本社所在地			
申 立 者 (被 未 払 者)	B		元請負人との関係	
	建設業許可番号		同連絡先	
	本社所在地			
未 払 等 の 内 容	下請工事代金 資材代金 その他 ()			
当初契約年月日		当初契約金額		
変更契約年月日		最終契約金額		
契 約 工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
着 手 年 月 日	平成 年 月 日	完成・引渡年月日	平成 年 月 日	
出来高金額		完成日	引渡申出日	支払日 支払金額
出来高金額		完成日	引渡申出日	支払日 支払金額
出来高金額		完成日	引渡申出日	支払日 支払金額
出来高金額		完成日	引渡申出日	支払日 支払金額
出来高計 C				支払計 D
未払いを受けている金額の合計額 (C - D)			平成 年 月 日時点	
未払い者側の主張する未払いの理由等				
出来高内容・金額に係る未払者側との主張の隔たりの有無				

(注) この申立書は、認定対象者(未払者)に対する下請代金等の事実確認の基礎資料となるため、記入にあたっては正確に記載して下さい。また、可能な限り下請工事等の契約や注文内容、支払の方法等の事実を示す以下の書類(写し)を添付して下さい。

- 元請負人等との契約書又は元請負人等からの注文書
- 施工体系図
- 下請の請負代金又は注文金額の内訳を示す見積書
- 支払期日や支払方法を約束、示した書類
- 裁判所による下請代金等についての支払命令書、差押え執行通知等

様式 2 (第 4 条第 1 号関係)

平成 年 月 日

土木部長 様

地方機関長

下請代金等の未払いを行った者について (進達)

平成 年 月 日に(株) 代表取締役 より「下請代金等の未払いを行っ
た者の認定基準及び規制手続方法に関する規程」第 3 条に基づき、認定申立があった内容
について、別添書類を添えて進達します。

記

認 定 対 象 者	
未 払 金 額	
下 請 代 金 等 の 支 払 期 日	
認 定 申 立 者	
申立者の連絡先及び担当者	

様式3（第4条第2号関係）

平成 年 月 日

（認定対象者あて）

（株）

代表取締役 様

長崎県土木部長

下請代金等の未払いに関する事実確認について

平成 年 月 日に(株) より「下請代金等の未払いを行った者の認定基準及び規制手続方法に関する規程」に基づき、下請代金等の未払いについての事実確認の申立があったため、下記の内容に相違がないか確認します。

つきましては、平成 年 月 日までに、別紙様式4により回答をお願い致します。

なお、回答がない場合は事実を認めたものとみなし入札参加規制を行います。

記

認 定 申 立 者	
未 払 金 額	
下請代金の支払期日	

様式4（第4条第2号関係）

平成 年 月 日

長崎県土木部長 様

名 称（株）

所 在

代表取締役

印

下請代金等の未払いに関する事実確認について（回答）

平成 年 月 日付けで事実確認の通知があった標記について、以下のとおり回答します。

認 定 申 立 者	
未 払 金 額	
下請代金の支払期日	

1. 上記内容は、事実と相違ありません。
2. 上記内容は、事実と相違があることを申立てます。

事実と相違がある場合は、その内容について下記に記載下さい。また、その証拠となる書類等（下請業者の領収書、振込明細等）を添付下さい。

記

（事実と相違がある場合の内容）

様式 5 (第 4 条第 3 号関係)

平成 年 月 日

(認定対象者あて)

(株)

代表取締役 様

長崎県土木部長

下請代金等の未払いを行った者の入札参加規制期間について

平成 年 月 日に貴社が同意した、下請代金等の未払いについては、「下請代金等の支払遅延を行った者の入札参加規制に関する取り扱い」(平成 21 年 10 月 29 日付け 21 監第 179 号 21 建企第 468 号)に基づき入札参加規制を行うこととしたので、通知します。

記

1 . 入札参加規制予定期間

平成 年 月 日 から 入札参加規制解除の通知日まで

2 . 対象工事

長崎県が発注する競争入札に付する全ての建設工事

参加規制の解除については、貴社から様式 7 により提出後に土木部監理課が下請代金の未払いが解消した事を確認し、様式 8 により本県が通知した日の翌日より入札参加規制を解消します。

未払いが解消した際は、様式 7 により提出して下さい。

様式 6 (第 5 条 及 び 第 6 条 関 係)

平 成 年 月 日

(認 定 対 象 者 あ て)

(株)

代 表 取 締 役 様

長 崎 県 土 木 部 長

下 請 代 金 等 の 未 払 い を 行 っ た 者 の 入 札 参 加 規 制 期 間 に つ い て

平 成 年 月 日 に 下 請 代 金 等 の 支 払 い に 関 し て 裁 判 所 の 判 決 (又 は 建 設 業 法 第 4 1 条 の 勧 告) を 受 け た た め 「 下 請 代 金 等 の 未 払 い を 行 っ た 者 の 入 札 参 加 規 制 に 関 す る 取 り 扱 い 」 (平 成 21 年 10 月 29 日 付 け 21 監 第 179 号 21 建 企 第 468 号) に 基 づ き 入 札 参 加 規 制 を 行 い ま す の で 通 知 し ま す 。

記

1 . 入 札 参 加 規 制 予 定 期 間

平 成 年 月 日 か ら 入 札 参 加 規 制 解 除 の 通 知 日 ま で

2 . 対 象 工 事

長 崎 県 が 発 注 す る 競 争 入 札 に 付 す る 全 て の 建 設 工 事

参 入 札 加 規 制 の 解 除 に つ い て は 、 御 社 か ら 様 式 5 に よ り 提 出 後 に 土 木 部 監 理 課 が 下 請 代 金 の 未 払 い が 解 消 し た 事 を 確 認 し 、 様 式 6 に よ り 本 県 が 通 知 し た 日 の 翌 日 よ り 入 札 参 加 規 制 を 解 消 し ま す 。

未 払 い が 解 消 し た 際 は 、 様 式 5 に よ り 提 出 し て 下 さ い 。

様式7（第8条第1号関係）

平成 年 月 日

土 木 部 長 様

(株)
代表取締役

下請代金等の未払いの解消について

平成 年 月 日付で入札参加規制を受けましたが、下記業者に対する下請代金等の未払いが解消しましたので別途書類を添付して送付します。

記

下 請 業 者 等	
未 払 金 額	
下 請 代 金 等 の 支 払 日	

下請代金等の未払いが、解消した書類を添付すること。
例：下請業者からの領収書、振込明細等

様式 8 (第 8 条第 4 号関係)

平成 年 月 日

(株)

代表取締役

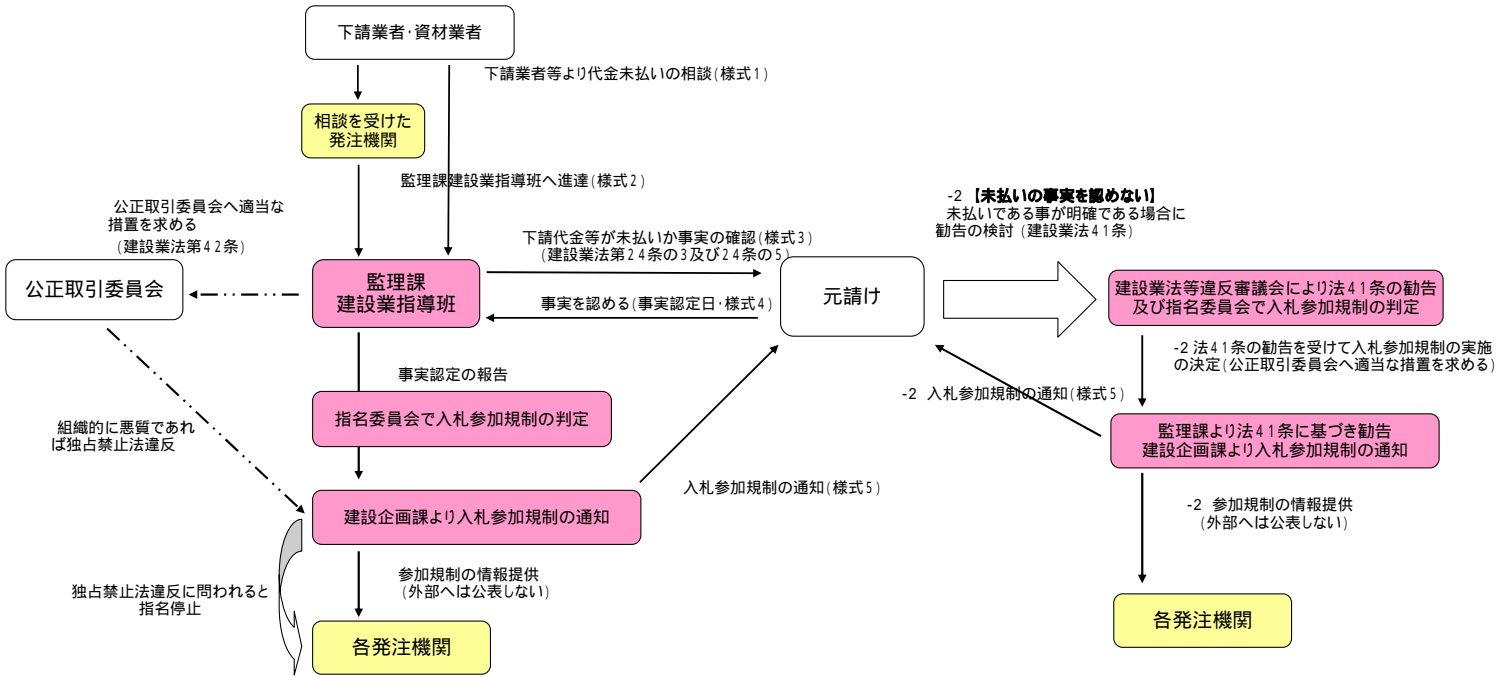
様

長崎県土木部長

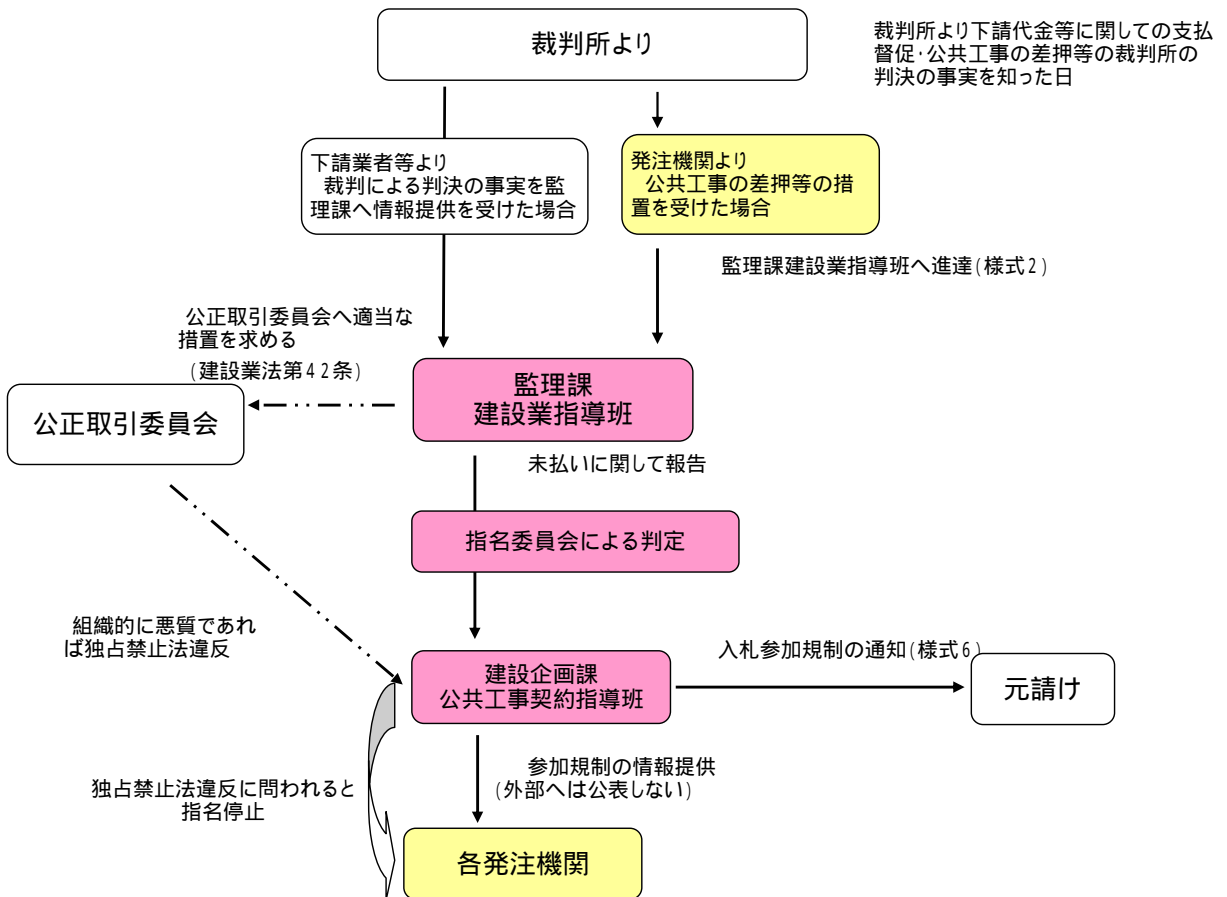
下請代金等の未払いを行った者の入札参加規制の解除について

「下請代金等の未払いを行った者の入札参加規制に関する取り扱い」(平成 21 年 10 月 29 日付け 21 監第 179 号 21 建企第 468 号)に基づき入札参加規制を行なった旨を通知しましたが、この度入札参加規制を解除しますので通知します。

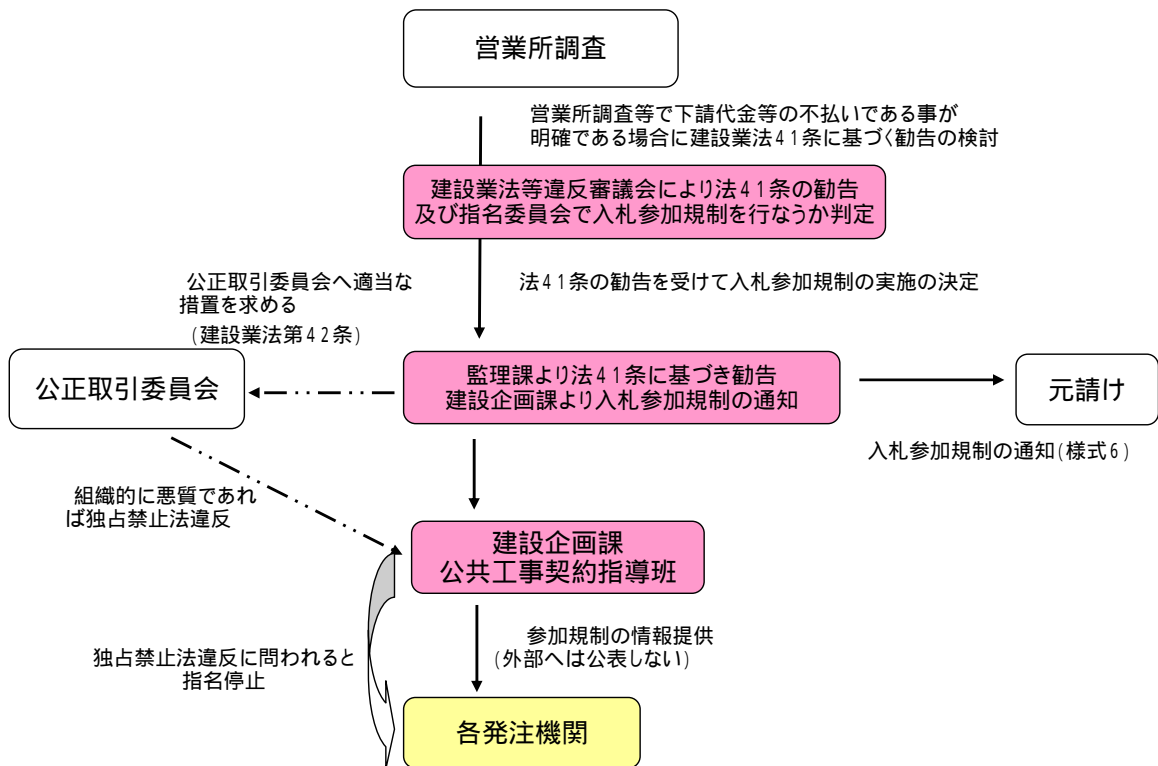
【 】 下請業者等より相談があり、元請けが下請代金等の未払いの事実を認めた場合



【 】 裁判所より下請代金等に関して支払う旨の判決を受けた場合
(ただし、仮差押えは【 】のフローによる)



【 】 本県より下請等代金に関して建設業法41条に基づく勧告を受けた場合



【 】 解除方法(認定後)

